

# 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 社会福祉法人おおつか福祉会  
 (所 在 地) 島根県出雲市矢野町845  
 (取組期間) 令和8年2月1日～令和11年1月31日 (3年以内)



## 事業所名(サービス種別)

特別養護老人ホームもくもく苑(介護老人福祉施設) もくもく苑短期入所生活介護事業所(短期入所生活介護)  
 もくもく苑通所介護事業所(通所介護) もくもく苑居宅介護支援事業所(居宅介護支援) 平田西デイサービスセンター(通所介護)  
 介護老人保健施設もくもく(介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション)

## 宣言内容(100字以内)

法人理念の CHALLENGE to MISSION みんなを思いやり、みんなの幸せを願い、自らが成長しようと思う法人へ  
 [すべての使命へ挑戦し続ける]を掲げ、法人に関わるすべての人が幸せになるため、まずは職員の働きがいを追求する人材の確保・育成に取り組むことを宣言いたします。

## 職場のアピールポイント

◆利用者の方の満足を求めて ここに来てよかったですと思ってもらえる日々の提供を目指します。◆チームの輪を大切にします。 ◆理念をもとに行動指針に基づいた職場風土の醸成を行います。  
 ・職員の定着のため、エルダー制度や面談を実施し不安の解消も含めた人材育成を行います。  
 ・内部研修はもちろん、外部研修への積極的な参加をサポートします。  
 ・有給休暇の取りやすい環境、男性育休取得の実績もあります。また、入社後すぐ誕生日休暇も取得可能。  
 ・療育両立支援休暇は 10 日(有給 5 日、無休 5 日)選択可能。 ・永年勤続者へ表彰及び旅行券の贈呈。(10 年ごと)  
 ・ボランティアの受け入れ、地域への介護教室などを通じて社会とつながりをもった運営をします。  
 ・ICT、インカム、介護ロボットなど積極的に活用していきます。  
 ・事業や採用活動をホームページ、SNS で広く情報を発信しています。



## 「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

## 誓約事項

- 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- 宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- 宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。